

# NEWS LETTER

令和7年3月発行

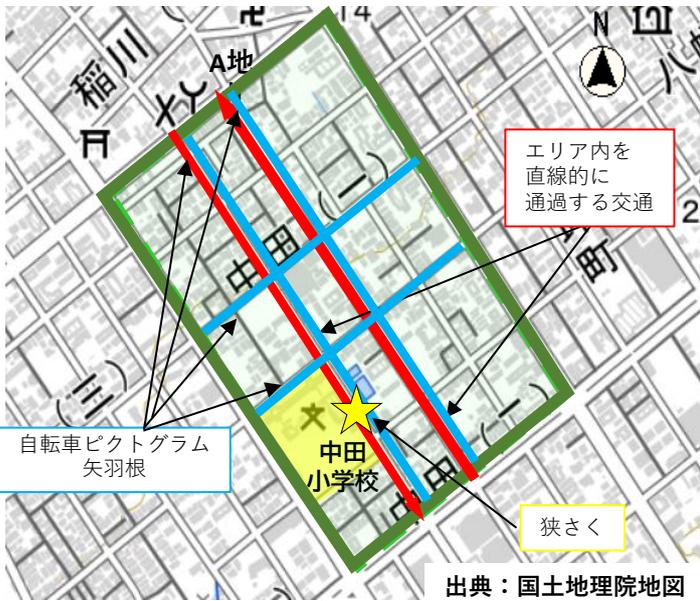


生活道路  
対策情報  
はこちら



## 1 中田地区における主な交通課題とその対策

駿河区中田地区においては、①エリア内での自転車事故が多発、②エリア内を直線的に通過する交通が多い、③車線の右側や歩道を走行する自転車が存在していたことから、安全対策を検討し、自転車走行位置の明示のための矢羽根や自転車ピクトグラムの設置、狭さくを実施するなどして令和5年度に交通安全対策が完了しました。



②南北方向を通過する自動車



③右側走行する自転車



狭さく



自転車ピクトグラム 矢羽根



イメージ狭さく



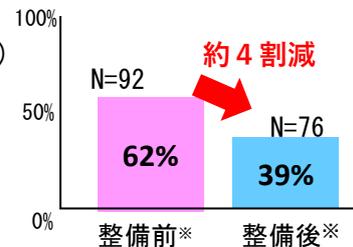
グリーンベルト

## 2 中田地区における対策効果

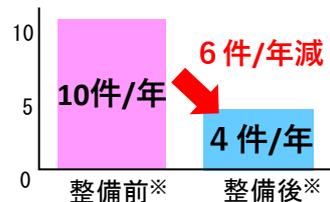
エリア内の交通事故発生件数が減少したほか、自転車通行方法違反割合(左側を走行していない割合)の減少、平均速度、抜け道利用が若干減少しました。



- 自転車通行方法違反割合 (左側を走行していない割合) (A地点)  
タピック南行き1時間  
※整備前:R1.11.13  
※整備後:R6.11.13



- 交通事故発生件数 (ゾーン30プラスエリア内)  
出典：静岡県警察 事故事件発生マップ  
※整備前:H31.1~R1.12  
※整備後:R6.1~R6.12



- 車両走行速度調査・抜け道利用割合 (狭さく設置区間)

	平均速度	30km/h 超過割合	抜け道利用割合
整備前*	22.7km/h	17.4%	67.7%
整備後*	22.4km/h	18.5%	65.4%

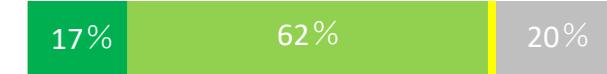
出典：ETC2.0プローブデータ 整備前:R5.4 整備後R6.4

# 3 地域の皆様の声

WEBや紙で回答いただき 計163の回答をいただきました。アンケートにご協力いただきありがとうございました。地域の皆様へのアンケート結果において対策効果実感の声をいただきました。

交通安全対策後は、以前と比べて地域の安全が確保されたと思いませんか

矢羽根(矢羽根型路面表示)があることで、自転車の走る位置が明確になったと思いませんか。



- かなり安全が確保されたと思う
- 若干安全が確保されたと思う
- 安全が確保されたとは思わない
- 分からない



- 思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらかといえばそう思わない
- 思わない
- 分からない

アンケートの中では、自転車のマナーに関する声もいただいておりますので、下記のルールを今一度確認いただき、正しく自転車を使いましょう！

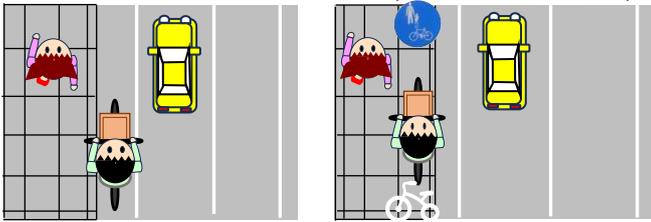
# 4 自転車の安全な乗り方とルール(自転車安全利用五則)

## 1. 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

- 道路交通法上、**自転車は軽車両**に該当します。**歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則**です。道路の左に寄って通行して下さい。
- 自転車が歩道を通行できるのは・・・
  - ・道路標識等で指定された場合
  - ・運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者 身体の不自由な方の場合
  - ・車道又は交通の状況からやむを得ない場合

自転車は、車道が原則 道路標識等で指定された場合 (歩道の通行が可能)



違反名	罰則
・車道通行 ・左側通行等	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

## 3. 夜間はライトを点灯

- **夜間、無灯火では前方の安全確認が出来ません。また、周りからも見えにくくなり、大変危険です。**自転車に乗る前にライトが点くか点検しましょう。

違反名	罰則
無灯火	5万円以下の罰金

## 4. 飲酒運転は禁止

- 自転車も自動車の場合と同様に、お酒を飲んだときは、運転してはいけません。



違反名	罰則等
酒気帯び運転等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金※酒酔い運転</li> <li>・3年以下の懲役又は50万円以下の罰金※酒気帯び運転</li> </ul>

## 5. ヘルメットを着用

- 自転車に乗るときは、乗車用**ヘルメット**を着用しましょう。ヘルメットの着用は努力義務です。
- 児童・幼児の保護責任者は、**児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように**しましょう。

違反名	罰則
携帯電話使用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金</li> <li>・1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 (交通の危険を生じられた場合)</li> </ul>



自転車運転中のながらスマホは駄目ズラ～



©清水区

## 2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- **信号、一時停止は必ず守り、道路を横断する際は、安全確認**を行いましょ。

違反名	罰則
・信号無視 ・一時不停止	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

# 5 今後の展開

中田地区で実施した生活道路対策によって、自転車走行位置の適正化や交通事故の削減など効果を確認することができました。

今後は得られた知見を活かして、静岡市内の他地区の生活道路対策を推進し、みなさまにとって身近な道路がより安全で安心な環境となるよう、整備に取り組んでまいります。



CITY OF SHIZUOKA

静岡市

静岡市建設局道路部 道路保全課 交通安全施設係  
TEL 054-221-1284

